

委員各位

一般社団法人日本鉄鋼連盟
標準化センター事務局
鋼材規格三者委員会
委員長 榎 学

2024 年度 第 2 回 鋼材規格三者委員会 開催のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、首記の件につきまして下記の通り開催致しますので、ご多忙中恐縮とは存じますが、万障お繰り合わせのうえ、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

今回は、対面会議と Web 会議 (Microsoft Teams 使用) を併せて実施致します。

敬 具

記

1. 日 時： 2024 年 12 月 20 日 (金) 14:00~17:00
2. 場 所： 対面会議：鉄鋼会館 9 階 900 号室
Web 会議：Microsoft Teams
3. 議 題：
 - (1) 報告事項
 - ① 2024 年度 第 2 回鋼材規格三者委員会名簿 (資料 1-1)
 - ② 2024 年度 第 1 回議事録 (資料 1-2)
 - (2) 審議事項
 - ① 引張試験特性の SI 単位系変更について (資料 23)
 - (3) JIS 制改廃審議
<改正>
 - ① JIS G 0417 鉄及び鋼—化学成分定量用試料の採取及び調製 (資料 2)
 - ② JIS G 3116 高圧ガス容器用鋼板及び鋼帯 (資料 3)
 - ③ JIS G 3193 熱間圧延鋼板及び鋼帯の形状、寸法、質量及びその許容差 (資料 4)
 - ④ JIS G 0557 鋼の浸炭硬化層深さ測定方法 (資料 5)
 - ⑤ JIS G 0559 鋼の炎焼入及び高周波焼入硬化層深さ測定方法 (資料 6)
 - ⑥ JIS G 3112 鉄筋コンクリート用棒鋼 (資料 7)
 - ⑦ JIS G 4805 高炭素クロム軸受鋼鋼材 (資料 8)
 - ⑧ JIS G 3113 自動車構造用熱間圧延鋼板及び鋼帯 (資料 9)
 - ⑨ JIS G 3132 鋼管用熱間圧延炭素鋼鋼帯 (資料 10)
 - ⑩ JIS G 3134 自動車用加工性熱間圧延高張力鋼板及び鋼帯 (資料 11)
 - ⑪ JIS G 3135 自動車用加工性冷間圧延高張力鋼板及び鋼帯 (資料 12)
 - ⑫ JIS G 3441 機械構造用合金鋼鋼管 (資料 13)
 - ⑬ JIS G 3444 一般構造用炭素鋼鋼管 (資料 14)

(次頁へ)

- ⑭ JIS G 3445 機械構造用炭素鋼鋼管 (資料 15)
- ⑮ JIS G 3466 一般構造用角形鋼管 (資料 16)
- ⑯ JIS G 1219 鉄及び鋼－銅定量方法－吸光光度法 (資料 17)

< 制定 >

- ⑰ JIS G 1221-1 鉄及び鋼－バナジウム定量方法
－第 1 部：過マンガン酸カリウム酸化硫酸アンモニウム鉄（Ⅱ）滴定法 (資料 18)
- ⑱ JIS G 1221-2 鉄及び鋼－バナジウム定量方法
－第 2 部：N-ベンゾイル-N-フェニルヒドロキシルアミン抽出分離吸光光度法 (資料 19)

< 廃止 >

- ⑲ JIS G 1221 鉄及び鋼－バナジウム定量方法 (資料 20)

(4) 定期見直し案の審議

- ① 2025 年度 JIS 定期見直し調査について (資料 21)

(5) 事前調査表の審議

- ① 2025 年度 JIS 事前調査表について (資料 22)

(6) その他

- ① ISO/TC 17 及び ISO/TC 17/AG 活動報告 (資料 24)

* 資料は、オンラインストレージにて送らせていただきます。

* コメントにつきましては、コメント用テンプレートに記載のうえ、**12月6日（金）迄に std1@jjsf.or.jp**にご返送いただけますと幸甚です。

* 委員会ご欠欠につきましては、**12月6日（金）迄に std1@jjsf.or.jp** への**返送メール件名欄**にて出席の場合は→○、欠席の場合は→×とし、どちらか一方を削除の上、ご連絡ください。
ご出席の場合は、対面参加か Web 参加かをご選択ください。

* 後日、Teams の案内メールを送らせていただきます。

本件に関するお問い合わせは、標準化センター事務局 松本・神戸までお願い致します。

(TEL 03-3669-4826 / FAX 03-3669-0226 / std1@jjsf.or.jp)

以上

日本鉄鋼連盟主催の会合では、年間を通じ、ビジネス軽装での参加にご協力ください。

[夏季期間（5 月～10 月）：ノーネクタイ・ノージャケット、夏季期間以外の期間：ノーネクタイ]

標準化センターの会議開催・進行にあたってのコンプライアンスに関する注意事項

標準化センターの会合では、「一般社団法人 日本鉄鋼連盟 競争法コンプライアンス規定（平成24年4月1日施行開始）」に基づいて、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び諸外国の競争法に抵触しないことを前提とし、競争法上の疑義を招く進行や発言がないよう、出席者が十分注意するものとする。